**大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正案について**

**ご意見をお寄せください**

市は、自然災害により死亡された方のご遺族に対する、災害弔慰金の支給等を定めた「大和市災害弔慰金の支給等に関する条例」について、その一部改正を進めています。

このたび、その改正案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、後日、ホームページで公表します。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんのでご了承ください。

◇募集期間

令和６年１０月１日（火曜）～令和６年１０月３１日（木曜）（必着）

◇関連資料

「大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」（裏面）

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名・住所を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

1. 窓口持参・郵送（下記の問合わせ先へ）
2. ファクスで送信（ファクス番号０４６－２６２－０９９９）
3. オンライン申請（e-kanagawa電子申請）

（電子申請用二次元コード）

※意見を記入する書式は自由です。

※ご持参いただく場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前８時３０分から

午後５時１５分の間にお越しください。

※電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

＜お問合せ先＞

〒２４２－８６０１　　大和市鶴間１－３１－７　大和市保健福祉センター５階

大和市　健康福祉部　健康福祉総務課　地域福祉係

電話：０４６－２６０－５６０４（直通）

時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝日を除く）

**大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について**

1. **背景及び条例改正の基本的な考え方**

市では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、対象となる自然災害により被害を受けた方やその遺族の方へ災害弔慰金および災害障害見舞金の支給を行っています。

令和元年の法改正により、避難生活の長期化で体調を崩すなどで亡くなる、いわゆる「災害関連死」の認定が迅速に行われるよう、市町村ごとに審査会の設置に関して、条例で定めることが努力義務化されました。

令和６年元日に発生した能登半島地震をはじめ、近年、大規模な自然災害が頻発している中で、災害関連死の認定に時間がかかっている事例が散見されていることから、災害関連死の審査を適切かつ迅速に行うために、市においても、医師や弁護士などを委員とする審査会の設置を検討しています。

1. **条例改正の概要**

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する機関を設置します。

名　　称　　大和市災害弔慰金等支給審査委員会

委 員 数　　５人以内

委員構成　　医師、弁護士、市職員、その他

委員任期　　事案発生毎に委嘱し、調査審議が終了するまで

1. **今後の予定**

令和６年１０月 　　　　　市民意見公募(期間：R6.10.1～R6.10.31)

令和６年１２月 　　　　令和６年第４回定例会に議案提出

**大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正案に対する意見書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記　入　者 | 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 意見の内容 |  | |

**【ご意見の送付先】**

　　　　　・窓口持参、郵送

　　　　　　〒２４２－８６０１

　　　　　 大和市鶴間一丁目３１番７号　保健福祉センター５階

　　　　　 大和市 健康福祉部 健康福祉総務課 地域福祉係

　　　　　・ＦＡＸで送信

　　　　　 ０４６－２６２－０９９９